

公益財団法人  
全国里親会

# 里親たより

第106号

## 掲載内容

**巻頭言**子どもの「家庭で育つ権利」は誰が守るのか？

竹中 勝美さん \* p.2

季節里親・週末里親の実施状況

地域の里親会に聞きました \* p.3 ~

私の養育体験

石井 敦さん、佐智子さん \* p.8 ~

里親が求める「本当の支援」とは？ \* p.10 ~

情報短信 \* p.13

乳幼児の養育にはなぜアタッチメントが必要か

チャールズ・H・ジーナ教授 \* p.14 ~

おすすめの本「たすけて、おとうさん」 \* p.16

「ヒト、この不思議な生き物はどこから来たのか？」

## トピックス(平成27年8月～10月)

### ■鹿児島県・霧島で全国里親大会開催

10月24～

25日、鹿児島県の霧島ロイヤルホテルで第60回全国里親大会が開催されました。60回の記念大会であるため厚生労働副大臣とかしきなおみ氏の出席もあり、大臣表彰がありました。



式典の後、家庭福祉課長大隈俊弥氏の行政説明、分科会。翌日はバーバラ植村さんの講演、全体会。また、通常プログラム以外に、里親家庭で育ったユースの会や女性リーダー会議、各里親会の会長会議などが開催されました。24日の夕方には子どもたちの民謡やダンスなど華やかな交流会も行われ、盛会のうちに幕を閉じました。

来年は11月12・13日に茨城県水戸市で開催される予定です。

### ■「新たな子ども家庭福祉のあり方に 関する専門委員会」の開催

厚生労働省において、8月まで「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」が開催され、報告書をまとめました。さらに検討を加えるため、9月から「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が設置されました。来年の通常国会において児

童福祉法改正を行うため、今年中に報告をまとめるよう精力的に開催されています。

全国里親会からは木ノ内博道副会長が委員となり、家庭養護を優先した社会的養護実現のために発言しています。

### ■厚生労働省の来年度予算案

平成28年度予算要求案について、27年10月8日に開催された全国児童福祉主管課長会議で具体的な説明がありました。情報短信でお知らせします。

### ■5年後の里親制度の目標

社会的養護の長期計画が今年度からスタートしていますが、これとは別に5年後の目標が「少子化社会対策要綱」として、今年の春に閣議決定されています。情報短信でお知らせします。

### ■セイバン様に感謝状を贈呈

今年の春、セイバン様からランドセル（天使の羽根）50個を全国里親会にご寄付いただきました。

このたび、会社を訪問し、全国里親会から感謝状をお渡しました。



(株)セイバン執行役員経営企画室長 兼  
広報宣伝部長の長瀬秀樹さん (左)

# 子どもの「家庭で育つ権利」は誰が守るのか？

竹中 勝美（養育里親・東京都）

3年前、児童養護施設で育つ子どものドキュメンタリー映画「隣の人に」が上映されました。多くの評論家が映画を絶賛していました。施設出身者の自助グループでさえも、その映画を評価していました。しかし、私には「子どもの不幸に感動する」人たちの気持ちが理解できませんでした。捨てられた子どもたちが、家庭に帰るあてもなく、いつまでも捨てられ続けている印象しかありませんでした。

乳児院から施設に来た女の子は、「誰かに電話したい」「誰かから電話かかるかな？」と、今はや誰を待っているのかさえ分かりません。

子どもが日中、親から離れて保育所や学校に行けるのは、心に親を内在しているからです。心に親があれば、1人でも孤独ではありません。（心の）親が悲しむから悪いことはしない。（心の）親が喜ぶと思うことをする。内在化した親は、子どもの支えであり、喜びであり、規範であり、良心であります。しかし、生後すぐに乳児院に入った子どもたちには、内在化する大人はありません。乳児院は子ども24人に保育士・看護師が15人しかいません。1日の勤務配置は、24人の子どもに夜勤は2人、日中は多くて7人しか配置できません。児童養護施設は、この職員配置が1／3ですから、実勤務における職員の配置はもっと低くなります。このような劣悪な職員配置は、知られていません。

この職員数でも、子ども1人にかかる年間経費は、乳児院で682万円、児童養護施設のグループホームで660万円、児童養護施設本体施設で400万円です。（27年8月 上田都議会議員の調査より）

近年、タイガーマスク運動に始まる、児童養護施設や乳児院の子どもたちを支援する動きが出てきました。さらに、施設を出た後の支援を行う団体も出てきました。（私は、これをひそかに「後の祭り支援」と呼んでいます。）児童養護施設の子どもたちへの支援が、施設の固定化につながりかねないと懸念しています。

私は、子どもたちが施設で育ち続ける方向への支援ではなく、子どもたちを家庭で育てる方向での支

援をお願いしたい、と機会があるごとにお願いしています。

私たち里親は、児童福祉を研修で学ぶ程度で、児童福祉については素人と言えます。児童相談所や専門家と対峙すると、気後れのする方も少なくないと思います。そして、専門家に簡単に言いくるめられています。

しかし、私たち里親は、子どもが家庭で育つ権利を実現するための里親です。私たち里親が主張しなければ、親が育てられない子どもの意見を代弁する人はいません。親が育てられない子どもの「家庭で育つ権利」は、日本ではないがしろにされています。

私は、15年間、これだけを主張してきました。「すべての子どもは家庭で育つ権利があります」「乳児院・児童養護施設を廃止して、子どもたちを養子縁組家庭・里親家庭に出してください」と。

多くの人から、「よその国では実現できても、日本では無理だ」と言われ続けてきました。しかし、ベルリンの壁でさえ崩壊しました。世の中に、変えられないものはありません。変えようと思う人がいるかぎり。

子どもを幸せにするのが「児童福祉」です。親が育てられない子どもが、どこで育つのが幸せなのか、児童福祉に関わる全ての人に考えてほしいです。少なくとも、乳児期から子ども時代のすべてを施設で育つことではないでしょう。子どもの幸せは、家族とともに生活する家庭にあります。ファーストファミリーを失った子どもには、セカンドファミリーを与えてほしいです。

日本から乳児院がなくなり、すべての乳幼児が家庭で育つことができる日を夢見て、今日も、1人の里親として子どもを育てています。

平成27年11月3日

「卷頭言」のコーナーを設置しました。  
多くの皆さんからの声を反映させていきたいと思います。

# 季節里親・週末里親の実施状況

地域の里親会に聞きました

## ●季節里親・週末里親とは

一般に季節里親、週末里親と呼ばれていますが、とくにそうした名称の里親制度があるわけではありません。児童養護施設に設けられた「施設入所児童家庭生活体験事業」を里親側が季節里親と呼んだりしているだけです。施設登録のボランティアを季節里親、週末里親と呼んでいるところもあります。

地域ごとに行われていて、事業の全体が見えにくいので、地域の里親会を対象にアンケートを行いました（実施期間は平成27年10月6日～25日）。寄せられた回答は次ページ以降に一覧表としました。実際にさまざまな運用がなされています。全国里親会としては、これまで厚生労働省に対して、これをきちんと運用するよう要望しています。

## ●事業の概要

季節里親、週末里親の活動のもとになっている「施設入所児童家庭生活体験事業」について説明します。この事業は、施設機能強化推進の一環として取り組まれているものです。事業の対象は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設に措置されている児童で、里親やボランティア家庭で家庭生活を体験させることができると施設長が認めた児童。保護者のいない児童、保護者がいる場合でも養育拒否など家庭復帰が見込まれない児童を優先すること、としています。

週末や夏季休暇など連続した休暇の期間などを利用して、委託家庭で家庭生活を体験させることによって、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進することが目的です。

この事業の加算としては、対象児童1人当たり年額105,600円を限度としています。支出対象経費には給料や職員手当などとともに役務費として損害保険料、旅費や謝金（手当）なども含みます。

## ●季節里親・週末里親の実施状況

66の里親会（47都道府県、19市）のうち回答をいただいたのが49里親会（回答率74.2%）。代表する里親会とは別に、支部にあたる里親会が個別に

児童養護施設に長期入所している子どもたちを、里親が夏や冬、あるいは週末に家庭に迎える仕組みがあります。季節里親・週末里親と呼ばれていますが、どのように運営されているのか、地域の里親会に聞きました。

（木ノ内博道）

運営しているところもあります。計55の回答のうち、季節里親か週末里親かを実施しているのは47（回答いただいたうちの85.5%）で、実施していないのは8（回答いただいたうち14.5%）でした。

実施している事業名はさまざまです。先に述べた「施設入所児童家庭生活体験事業」を利用して活動を行っているところが大半ですが、それでも「生活体験事業を使っていない」と回答した里親会が49中14ありました。

制度運用の主体がどこか聞いたところ、これについてもさまざまな回答が寄せられました。手当や食費が出ているところと出ていないところ、手当の額もばらつきがみられました。手当がどこから出ているのかもさまざま。実施する必要のある事業ではあるのだが、制度として整備されていない状況がみてとれます。

そのなかでもとくに悩んでいると思われるのが損害保険の問題です。昨年までは全国里親会の里親賠償責任保険の対象となっていましたが、それが対象から外れたことによって、各地の季節里親、週末里親にどのような保険をかけてよいのか悩んでいるようです。「施設入所児童家庭生活体験事業」の支出対象として、損害保険も事業の対象になると書かれていますので、そのなかに含まれるものと考えるべきでしょう。

運営にあたってはさまざまな問題があるのでしょうか、受入側が常に同じ子どもを受け入れたらよいのか、あるいは平等に体験してもらうために毎回違う子どもを受け入れるべきではないか、など意見が分かれています。さらには、そうして出会った里親と子どもに縁、愛着が生まれた場合、措置を変更して里親委託とすることができるのかどうか。これにも地域差があるようです。

また、実親が反対しているので、長期入所している子どもでも季節里親、週末里親を利用できない、という声も聞かれます。

各地で、子どものためによかれと思って取り組まれている制度ですが、これだけ多くの地域で取り組まれており、さらに運用がばらばらなのであれば、全国的に統一した仕組みを作るべき、と思われます。

## 季節里親・週末里親の実施状況（平成27年10月現在）

都道府県・市	里親会名	実施状況	事業名	事業根拠	実施主体	実施の調整	子どもの受け入れ	1回あたりの利用児童数	1回あたりの受入者数	1回あたりの受入世帯数
北海道	北海道里親会連合会	季節里親・週末里親	施設入所児童家庭生活体験事業	施設入所児童家庭生活体験事業	児童養護施設	児童養護施設・里親支援専門相談員	里親登録者・里親会会員・施設登録ボランティア	20人	19人	—
青森県	岩手県里親会	季節里親・週末里親	一時里親事業	体験事業は使っていない	児童相談所	—	里親登録者	22人	34人	18世帯
宮城県	宮城県なごみの会	季節里親・週末里親	通称ふれあい里親	体験事業は使っていない	児童相談所	児童相談所	里親登録者	4人	3人	—
秋田県	秋田県里親連合会	実施していない	—	—	—	—	—	—	—	—
山形県	山形県里親会	季節里親・週末里親	施設入所児童家庭生活体験事業	施設入所児童家庭生活体験事業	児童養護施設	児童相談所・児童養護施設	里親登録者・施設登録者	2~3人	—	2~3世帯
福島県	福島県里親連合会	実施していない	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城県	茨城県里親連合会	週末里親	日曜の家	施設入所児童家庭生活体験事業	児童養護施設	児童養護施設	里親登録者・施設登録ボランティア	—	—	—
栃木県	栃木県里親連合会	季節里親・週末里親	ふれあい里親事業	施設入所児童家庭生活体験事業	—	児童相談所	里親登録者・里親会会員	40人	40人	40世帯
群馬県	群馬県里親の会	季節里親・週末里親	里親委託推進事業	体験事業は使っていない	児童相談所	児童相談所	里親登録者	10人	10人	10世帯
埼玉県	埼玉県里親会	実施していない	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	千葉県里親会	季節里親・週末里親	—	体験事業によるものとよらないものがある	児童養護施設・里親会	児童養護施設・里親会	里親会会員・施設登録ボランティア	—	—	—
東京都										
神奈川県	神奈川県里親会	季節里親・週末里親	三日里親・かながわフレンドホーム	施設入所児童家庭生活体験事業	主管課	児童相談所・児童養護施設・里親会	里親会会員	—	—	—
新潟県	新潟県里親会	季節里親・週末里親	—	施設入所児童家庭生活体験事業	児童養護施設	児童相談所・児童養護施設・里親会	里親登録者	—	—	—
富山県	富山県里親会	季節里親	ふれあいフォスター事業	—	主管課・支援機関	児童相談所・支援機関	里親登録者	20人	20人	15世帯
石川県										
福井県										
山梨県	山梨県きずな会	季節里親	施設入所児童里親体験事業	施設入所児童家庭生活体験事業	児童相談所	児童相談所	里親登録者	42人	98人	24世帯
長野県	長野県里親連合会	季節里親・週末里親	—	施設入所児童家庭生活体験事業	主管課	児童養護施設	施設登録ボランティア	—	—	—
	長野市里親会	季節里親	夏季冬季一時里親委託事業	体験事業は使っていない	里親会	里親会	里親会会員	19人	12人	—
岐阜県	岐阜県里親連合会	季節里親・週末里親	三日里親・ショート里親	施設入所児童家庭生活体験事業	主管課	児童相談所	里親登録者	10人	20人	10世帯
	静岡県	静岡県里親連合会	季節里親・週末里親	ショートルフラン事業	体験事業は使っていない	主管課	児童相談所・児童養護施設	里親会会員	—	—
愛知県										
三重県	三重県里親会	季節里親・週末里親	ホームステイ事業	施設入所児童家庭生活体験事業	児童養護施設	児童養護施設	里親登録者・施設登録者	379人(年間)	319人(年間)	—
滋賀県	滋賀県里親連合会	季節里親・週末里親	施設入所児童ホームステイ事業	施設入所児童家庭生活体験事業	主管課	児童養護施設	里親登録者	18人	—	13世帯
京都府										
大阪府	兵庫県中央地区里親会	季節里親	愛の里親	—	里親会	里親会	里親会会員	24人	32人	19世帯
	阪神南地区里親会	季節里親	季節里親	施設入所児童家庭生活体験事業	児童養護施設・里親会	児童相談所・児童養護施設・里親会	里親会会員	8人	8人	7世帯
	北摂・丹波地区里親会	季節里親・週末里親	季節里親	不明	児童相談所・里親会	児童相談所・里親会	里親会会員	10人	17人	9世帯
	播磨地区里親会	季節里親・週末里親	正月短期里子・春休み短期里子	体験事業は使っていない	主管課・児童養護施設・里親会	児童養護施設・その他	里親登録者・里親会会員・施設登録者・その他	7~10人	11~19人	6~10世帯
	但馬地区里親会	季節里親・週末里親	夏季冬季季節里親事業・週末里親事業	施設入所児童家庭生活体験事業	里親会	児童養護施設・里親会	里親会会員	9人	—	7世帯
奈良県	奈良県里親会	季節里親・週末里親	家庭体験ふれあい事業	施設入所児童家庭生活体験事業	児童相談所	児童相談所	里親登録者	3人	1人	3世帯
和歌山县										

保険	保険費用の負担	子どもの送迎	送迎費用の負担	生活費補助の負担	補助額	困っていること	ご意見
地区社協ボランティア	児童養護施設	施設職員・受入先	児童養護施設	児童養護施設(食費2,000円、委託費10,000円)	1泊2日14,000円・2泊3日16,000円	—	一部の児童養護施設が直接里親と繋がり実施している
全社協ボランティア活動保険	主管課	受入先	主管課	ない	—	保護者の同意が得られず対象児童が年々減っている	—
国内旅行保険	主管課	受入先	受入里親	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
ボランティア保険	児童養護施設	施設により異なる	施設により異なる	児童養護施設	—	—	保護者の同意をとることが困難
—	—	—	—	—	—	—	—
ボランティア保険	主管課	施設による	—	—	1人当たり105,000円を上限とする	—	—
国内旅行傷害保険	主管課	受入先	受入里親	主管課と児童養護施設	1日当たり1,500円	全国里親会の里親賠償責任保険に加入できないので保険の問題で困っている	施設と里親宅が離れていると送迎に時間、費用の負担が大きい
施設賠償責任保険	児童相談所	受入先	受入里親	児童養護施設・ケースによる	ケースによる	送迎には里親の車を使うので、搭乗者保険の加入の有無を確認している	—
—	—	—	—	—	—	—	—
加入している	児童養護施設・里親会・その他	受入先	受入里親・その他	—	—	保険対応	—
加入している	主管課	受入先	受入里親	主管課	1日2,300円(上限5泊6日)	手当が少額のため持ち出しが多い	—
ボランティア保険	受入先	受入先	児童養護施設	児童養護施設・謝礼はなし	—	—	—
個人向け賠償責任保険	支援機関	受入先	受入里親	—	なし	利用児童数と受入者数にへだたりがある。参加児童が毎回同じ家庭でよいのか	週末里親の予算も県に依頼したが施設の理解が得にくく断念。申請の簡素化を望む
ボランティア保険	児童相談所	受入先	児童相談所	児童相談所	1日1,600円×日数・一時保護単価	—	—
加入している(内容は不明)	主管課	—	—	ある	上限:1人年間105,600円	—	—
加入していない	—	施設職員・受入先	児童養護施設・受入里親	社会福祉協議会	1人1,500円	新規希望者がなかなか見つからない	—
—	—	—	—	—	—	—	—
富士火災障害総合保険	主管課	受入先	主管課	県	1泊2日3,000円、2泊3日4,500円	—	—
ボランティア保険	主管課	受入先	受入里親	ない	—	—	—
施設が加入	児童養護施設	受入先	児童養護施設	児童養護施設	1日1,500円	施設中心の利用形態のため施設によって差が大きい	—
施設の加入している保険	児童養護施設	受入先	受入里親	児童養護施設	1日につき1,500円・受託手当500円・食費相当分1,000円(1回の委託期間は14日以内)	実親の同意が必要で、そのためこの事業を利用できる子どもは限られている	全国里親会の里親賠償保険が使えなくなった。施設の保険で対応しているが施設によってまちまち。
里親賠償責任保険	里親会	受入先	児童養護施設	児童養護施設	食費として1日1,00円	—	—
損害賠償保険	主管課・里親会	受入先	受入里親	児童養護施設	施設により異なる・上限は家庭生活体験事業の通り	—	—
加入している	里親会	受入先	児童養護施設	児童養護施設	1日1,000円	—	—
損保ジャパンなど	児童養護施設・里親会・その他里親会・県里連	施設職員・受入先	児童養護施設・受入里親	児童養護施設・受入里親	1泊2日2,000円・2泊3日3,000円(上限は特になし)	—	—
損保ジャパンなど	県里連	受入先	児童養護施設・里親会	児童養護施設・里親会	1泊2日3,000円・2泊3日5,000円・その他食費1日1,000円	実親の反対により利用が一部児童に限られている	—
傷害総合保険	主管課	受入先	受入里親	主管課	年度ごとに変更(1泊2日1,000円前後)	里親にかける保険に上限がある。件数が増えると保険の補助額が下がる	実施にあたっては対象児童の入所施設との密な調整が必要

都道府県・市	里親会名	実施状況	事業名	事業規模	実施主体	実施の調整	子どもの受入	1回あたりの利用児童数	1回あたりの受入者数	1回あたりの受入世帯数
鳥取県	鳥取県里親会	通常で実施している	家庭生活体験事業	施設入所児童 家庭生活体験事業	児童相談所	児童相談所・児童養護施設	里親登録者	28人	18人	18世帯
島根県	島根県里親会	季節里親・週末里親	家庭生活体験事業	体験事業は使っていない	主管課	児童相談所	里親登録者	—	—	—
岡山県	岡山県里親・里子を支える会	季節里親・週末里親	一時里親推進事業	—	児童相談所	児童相談所	里親登録者・一時里親登録者	20人	—	18世帯
広島県										
山口県										
徳島県	徳島県里親会	実施していない	—	—	—	—	—	—	—	—
香川県	香川県里親会	週末里親	週末ファミリー事業	施設入所児童 家庭生活体験事業	主管課	児童相談所・児童養護施設	ファミリー登録者	19人	13人	—
愛媛県	愛媛県里親連合会	季節里親	夏休み等里親事業	体験事業は使っていない	里親会	児童養護施設	里親会会員	25人	25人	19世帯
高知県	高知県里親連合会	季節週末の区別はない	フレンドシップ ファミリー事業	—	—	—	—	—	—	—
福岡県	福岡県里親会	季節里親	施設入所児童 家庭生活体験事業	施設入所児童 家庭生活体験事業	児童相談所	児童相談所	里親登録者	1~2人	1人	1~2世帯
佐賀県	佐賀県里親会(たんぽぽの会)	季節里親	施設入所児童 家庭生活体験事業	施設入所児童 家庭生活体験事業	主管課	児童相談所	里親登録者・施設登録者	44人	—	38世帯
長崎県	長崎県里親会	実施していない	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本県										
大分県	大分県里親会	季節里親・週末里親	トライアル里親	体験事業は使っていない	児童相談所	児童相談所	トライアル里親登録者	24人	20人	20世帯
宮崎県	宮崎県里親連合会	季節里親	ふれあい家庭育成事業	施設入所児童 家庭生活体験事業	児童相談所	児童相談所	里親登録者	51人	40人	—
鹿児島県	鹿児島県里親会	週末里親	—	施設入所児童 家庭生活体験事業	児童養護施設	児童相談所	里親登録者	1人	1人	1世帯
沖縄県	沖縄県里親会	季節里親・週末里親	週末季節一時里親	体験事業は使っていない	里親会	児童養護施設・里親会	里親会会員	23人	—	17世帯
札幌市	札幌市里親会	季節里親	札幌市里親ふれあい事業	体験事業は使っていない	主管課	児童相談所	里親登録者	3人	2人	2世帯
仙台市	仙台市ほほえみの会	季節里親	ふれあい里親	施設入所児童 家庭生活体験事業	児童相談所	児童養護施設	里親登録者	6人	5人	5世帯
さいたま市	さいたま市里親会	実施していない	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉市	千葉市ひまわり会	季節里親	ふれあい里親	施設入所児童 家庭生活体験事業	児童相談所・児童養護施設・里親会	児童相談所・児童養護施設	里親会会員	5人	—	3世帯
横浜市	こどもみらい横浜	季節里親・週末里親	フレンドホーム	施設入所児童 家庭生活体験事業	主管課	児童相談所	フレンドホーム登録者	—	夏32人・ 冬25人・ それ以外の時期64人	夏31世帯・ 冬24世帯・ それ以外の時期63世帯
川崎市										
相模原市	さがみの里親会	季節里親・週末里親	—	体験事業は使っていない	児童相談所	児童相談所	里親登録者	—	月10人くらい	—
新潟市										
静岡市	静岡市里親会	季節里親・週末里親	ショート・ルフラン事業	体験事業は使っていない	児童相談所	—	里親会会員	5人	5人	5世帯
浜松市	浜松市里親会	季節里親・週末里親	ショート・ルフラン事業	—	児童相談所	児童相談所・児童養護施設	里親登録者	—	8人	8世帯
名古屋市	名古屋市親和会	実施していない	類似のものとして家庭体験ボランティアがある	体験事業は使っていない	社協	児童養護施設・社協	社協	—	—	—
京都府	京都市里親会	週末里親	週末里親	施設入所児童 家庭生活体験事業	主管課	児童相談所	週末里親登録者	11人	—	9世帯
大阪市										
堺市	堺市里親会	季節里親・週末里親	堺市週末里親事業	施設入所児童 家庭生活体験事業	主管課	里親支援機関	週末里親登録者	—	—	—
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市	北九州市里親会	季節里親・週末里親	家庭生活体験事業	施設入所児童 家庭生活体験事業	一日里親の会	児童養護施設	受入里親	—	年間延べ724人	年間延べ397世帯
福岡市										
熊本市										
横須賀市	横須賀市里親会	週末里親	週末等家庭短期滞在事業・3日里親事業	施設入所児童 家庭生活体験事業	主管課	児童相談所・児童養護施設	里親登録者・その他	—	—	—
金沢市										

保険	保険費用の負担	子どもの送迎	送迎費用の負担	生活費補助の負担	補助額	困っていること	ご意見
昨年まで里親 慰償責任保険	主管課	施設職員・受 入先	児童養護施設・ 受入里親	県	1日につき児童一人当たり 3,960円	里親保険が使えなくなり苦慮し ている	一時保護でも里親を活用してい るが泊まることができない
国内旅行傷害 保険	主管課	児童相談所	主管課	県	1日児童一人当たり4,60円(委託 期間は1回につき概ね5日以内)	—	—
国内旅行総合 保険	児童相談所	施設職員・受 入先	児童養護施設・ 受入里親	児童相談所	1日1600円	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
各施設が加入	主管課	受入先	主管課	主管課	1日当たり児童1,600円乳児 1,850円(上限1人105,600円)	費用面で、1人の子どもが利用で きる日数が限られてしまう	—
加入していない	—	受入先	—	なし	—	全国里親会の保険が対象外になっ たこと	—
—	—	—	—	—	—	全国里親会の里親慰償責任保険 が今年度から対象外になったこ とで事業を停止している	—
—	児童養護施設	受入先	受入里親	なし	—	全国里親会の里親慰償責任保険 が今年度から対象外になったこ と	—
ボランティア 活動保険	児童相談所	受入先	受入里親	なし	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
ボランティア 保険	主管課	受入先	主管課	県	交通費、生活費として1回あた り3,000円(何泊しても)	—	制度の理解のため研修を行ってい る。適切な実施のため終了後里親 宅を訪問している
加入していない	—	受入先	児童養護施設	児童養護施設	1泊2日3,220円・ 2泊3日4,830円	全国里親会の里親慰償責任保険が 今年度から対象外になったこと・ 研修の実施	—
加入していない	—	ケースによる	ケースによる	ある	—	—	—
普通傷害保険・ 慰償責任保険	里親会	施設職員・受入 先	受入里親	ない	—	—	—
里親慰償責任 保険	児童相談所・ 里親会	受入先	児童養護施設	児童養護施設	1日1,000円	—	—
国内旅行傷害 保険	児童相談所	受入先	受入里親	なし	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
加入していない	—	受入先	受入里親	施設	1日2,000円	全国里親会の保険が対象外と なったので代替の保険を探して いる	里親の種類として季節里親・週末 里親を作つてもらいたい
里親・フレン ドホーム賠償 責任保険	主管課	受入先	受入里親	受入家庭	1日当たり2,300円(上限は年 間10日まで)	施設の小規模化・ユニット化で 子どもを出さない方針のところ もある	施設に長期措置している児童に ついては里親委託すべきではな いか
加入している	主管課	里親	児童相談所	なし	1日2,300円の手当内	—	—
ボランティア 活動保険	児童相談所	受入先	児童相談所	市の全額負担	1日当たり800円	ボランティア保険では12歳以上 が適用外のため施設側保険があ ればよい。	里親手当(1日800円)、旅費(700 円)と定額でありレスバイトケア 並みにすべき
ボランティア 活動保険	児童相談所	受入先	送迎の負担な し	—	謝金として1日当たり1,560円	受入を希望する里親に比べて対 象となる子どもの数が少ない	里親支援専門相談員が積極的に 進めてほしい
ボランティア保 険	社協	ボランティア	受入里親	なし	施設により食費相当分の現物支 給がある	—	里親会は後援のみ、社協の事業と して行われている
加入していない	—	受入先	受入里親	主管課	新規支度金43,820円・措置費生 活費保護単価の30.4×委託日数	—	—
非営利・有償 活動団体保険	—	受入先	主管課・受入 里親	埼市・上限を 超えれば里親 支援機関	年間105,600円・超えた分は支 援機関事業費	週末里親希望者が多いが対象児童 が少ない(保護者の同意が取れな い)	—
ボランティア 保険	一日里親の会	受入里親	ない	全員無償ボラ ンティア	—	—	—
県社協	主管課	受入先	受入里親	主管課	1泊2日2,300円・ 2泊3日4,600円(上限25日まで)	交通費が支給されない	—

# 私の 養育体験

いしい あつし さちこ  
石井 敦さん 佐智子さん (埼玉県蕨市)



▲石井佐智子さん、敦さん

## 家族として迎え、地域に根ざそう

### 地域や学校と積極的に関わって

敦さん：1984年に結婚したのですが、求婚時の妻の条件は「将来、里親をしたい」でした。妻は大学卒業前の海外旅行先で、ドイツ人と結婚し里親をしている友人の叔母に強い感銘を受けたようです。

私は、二つ返事で快諾しました。「余裕があれば里親も良いこと」と思いましたし、小学生のときにテレビ放映されていたアニメーション『タイガーマスク』の影響もありました。覆面レスラーの伊達直人が、孤児院である「ちびっこハウス」の子どもたちのために闘う話です。中学生のとき、同級生に養護施設から通ってくる少年がいて、彼と放課後を過ごしたことや、担任の先生に「単なる同情ではなく、将来恵まれない子どもを助けられる大人になりなさい」と言われたことも、頭に残っていました。

里親登録をしたのは1995年です。現在、わが家には、特別養子の長男（大学2年）、実子の次男（高校3年）、特別養子の三男（中学1年）、長期委託されている四男（小学3年）がいます。それ以外に一時保護や短期の委託で7人ほどお預かりしました。

佐智子さん：長男は1歳6ヶ月のとき、交流開始後1週間で家にきました。当時、彼はいったん泣き出ると止まらなくて……。可愛がってくれた職員さんやいつも一緒だった仲間たちと急に離れたため、不安が大きかったのでしょうか。

ご近所には里親登録の事実を伝えていましたが、お向かいにお住まいのおばあちゃんは大の子ども好きで、「みんなで育てましょう！」と言ってくださり、プラスチックケースにおもちゃを一杯詰めて、持ってくれました。また、お孫さんと一緒に公園に行くときは、長男も誘ってくれました。当時の長男は私から離れるとワーッと泣き出で、彼を抱えながら片手で家事をしていました。そういう状態が半年続いたので、おばあちゃんが1時間でも長

男を連れ出してくれるのは、本当に助かりました。

敦さん：妻は福島県会津地方の出身で、「子どもはみんなで育てる」という風土の中で育ったということもあります、「地域の中で子育てをしていく」との思いがありました。それに加えて“スーパーおばあちゃん”がいてくれた、というわけです。

佐智子さん：3歳ちょっとの女の子を短期で預かったときは、ご近所の方が「これ、古いけど使って」と、女の子用の服を持ってきてくれました。

彼女は誕生日会すらしてもらったりましたが、私はケーキに立てたロウソクを吹き消す経験をしてもらいたいと思いました。そこで、親子合わせて15人ほど招き、子どもはカレーで大人はシチュー、食後にケーキを食べました。委託解除直前でもあり、彼女のために大きな花束を持ってきてくれました。

敦さん：うちでは里親家庭であることをオープンにしているので、それを知っている大人が地域に増えると、子どもたちを見守る目が増えます。だから、子どもたちは悪いことができないし（笑）、彼らの安全を守ることにもつながります。

佐智子さん：里親は、子どもが引け目を感じないように堂々としていないと。里親も子どもも、悪いことはしていないのですから。

私たち夫婦は里親になったことで、むしろ一步前に出ています。幼稚園や学校にも行きますし、PTAやスポーツ少年団の役員として、地域活動に関わっています。先生や市内の教育関係者、地域のリーダーの方々、多くの家庭や親子との接点が増え、迎えた子どもがやんちゃであっても、「石井さんちの子だったら、受け入れよう」という雰囲気になり、結果として子どもたちの居場所ができています。

### 里父の役割とは？

敦さん：私は長男と出会って、人生が変わりました。

彼が「パパ」と呼びながら、手を広げる私に向かってヨチヨチ歩いてきたとき、とても大事なものを背負わせてもらった気がしました。

長男が幼いときは毎朝、肩車をして近所を散歩しました。彼はディズニーのアニメーション『白雪姫と7人の小人』が大好きで、私の肩の上で「ハイホ～♪、ハイホ～♪」と歌っていました。里親になるのは楽しく、やりがいのあることです。

**佐智子さん：**主人に肩車をしてもらった長男と次男は、三男と四男に肩車をしてくれました。

でも、子どもに厳しく、子育てに関わろうとしない“昭和の父”が多いと思います。

**敦さん：**今年5月、私たちが所属する埼玉県里親会南支部の総会後の研修会では、里母と里父に分けて懇談会を行いました。里母の集まりなどの場で里父への不満が増えてきているとの声を耳にしていましたので、事前に里母の不満を書き出してもらい、未委託の方も加わった里父グループで読み上げました。「子どもの養育に関心がない」「忙しいと言って、子育てに関わろうとしない」「里親会や地域の活動に参加しない」など、耳に痛いことばかり（笑）。里父の反論もありましたが、時間切れとなり、「この続きもあるし、別の日に里父会をしよう！」との声が上がりました。今度、第1回目を開きます。大先輩から未委託まで、16～17人が集まる予定です。

私自身は、里父の役割とは、日々の子育てで苦労の多い里母の愚痴を聞き、「今日ありがとうございます」「疲れてない？」と声をかけ、子どもの様子をよく見て、「最近安定してきたけど、キミの頑張りのおかげだね」と労い、里母のモチベーション（やる気）を高めていくことだと思っています。ときには喧嘩もありますが、子どもの前であっても大人同士がきちんと向かい合い、会話を絶やさないことも大切です。

また、最近は「企業の社会的責任（CSR活動）」に力を入れている企業も多く、里親制度に理解を求めていくなど、仕事を通じて社会との接点が多い里父だからこそ、できることもあると思っています。

## 里親会は重要な里親支援機関

**佐智子さん：**埼玉県では、子どもを新たに委託された里親は月に1回、児童相談所の「委託直後里親サロン」に1年間通わなければなりません。サロンには、先輩里親もアドバイザーとして参加します。

私もアドバイザーを3年間務めましたが、子育てを始めた里親さんが追い込まれないように、自分の失敗談をからめて話しました。子どもの問題行動を抱えた里親さんに「悩んでいる里親さんって多いか

ら」と申し上げたところ、しばらくしてから、「あの言葉で気持ちが楽になりました」と言ってくれました。気持ちが楽になれば、他の里親さんともつながっていけます。

里親養育には、他の里親家庭との付き合いが大事です。県内各支部では毎年夏に1泊2日のファミリー旅行を行っています。親にとっても子にとっても、他の家の子どもたちの成長ぶりがわかる良い機会です。定期的に会っていると親戚に近い関係になるので、レスバイトのお願いもしやすくなります。

**敦さん：**子どもは家族の一員として地域や社会と接していくなかで育っていくと思います。血のつながりは小さなことに過ぎず、自己肯定感をもって自分の力で人生を歩んでいくためには家庭と家族が必要です。施設ではなく家庭に迎え、家族という社会のいちばん小さな単位で暮らすことは、子どもに生きる力を与えます。長男は「施設より家庭で育つほうがチャンスが広がるので、里親が増えて欲しい」と常々話しています。

**佐智子さん：**わが家では、昨年6月に亡くなった夫の父を家で介護していたのですが、弱っている祖父の入浴・食事・トイレの介助など、三男を中心にどの子も関わってくれました。亡くなった後も、四男はおじいちゃんに手紙を書いて仏壇に供えてくれました。

**敦さん：**ただ、里親委託が増えれば、“不調”的可能性も増します。“不調”を防ぐには、里親を孤立させないこと。そのためには、児童相談所だけでなく、里親会の役割が非常に重要です。

**佐智子さん：**子育てには、愛情だけでなくスキル（技術）も大切です。キンシップを多く望む子どももいれば、苦手な子もいますから。一人ひとりの個性に応じた多様な接し方、養育技術が求められます。

また、子育ても、「需要と供給」の視点が不可欠です。子どものニーズを満たすことが重要で、大人の想いを子どもに押しつけてしまうと、うまくいきません。私たち里親の役目は、子どもがのびのび育つお手伝いをすること。その意味では、里親にも“スキルアップのためのコーチ”が必要ではないかと思います。

**敦さん：**里親の集まりでは大変な事例ばかりが語られがちですが、小さな成功体験を共有することも大事です。それぞれの想いや悩みをみんなで共有することで、里親のコミュニティ（共同体）をつくっていきたい。大人がイキイキすれば、子どももイキイキします。里親会の活動が充実することで、里親制度はもっと社会に浸透し、発展していくと思います。

（取材・構成 村田和木／ライター）

里親支援専門相談員についてアンケートで聞いてみました。

平成20年度から「里親支援機関事業」が始まり、24年度からは児童養護施設や乳児院に「里親支援専門相談員」が配置され、里親支援体制は整ってきたように見えます。しかし、里親が使いやすく、満足できる支援になっているのでしょうか？ 支援を充実させるには、利用者である里親の意見を聞き、それを反映させる必要があります。そこで、里親支援専門相談員と里親支援機関などについて、全国の里親会に聞いてみました。

この号ではまず、里親支援専門相談員についての結果を報告します。（村田和木／ライター）

## アンケートの回答数は101

今回は回答者を「現在、子どもを委託されている里親」に限定し、「ひとつの里親会につき1人以上3人まで」としました。そして、全国66（47都道府県と19市）の里親会にアンケートを送り、48の里親会から回答を得ました。ご協力に感謝します。

回答者数は里親会によって異なっており、1人が19、2人は13、3人が14、4人以上の回答があったのは北海道（10人）と山梨県（4人）でした。10月末までに計102が返送されてきましたが、自治体名と里親会名などが白紙だったものは、やむをえず無効にしました。したがって、有効回答数は101になります。

なお、回答のなかった里親会は18で、青森県、東京都、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、奈良県、広島県、山口県、香川県、熊本県、大分県、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市です。

## 里親支援専門相談員について

配置は平成24年度から始まりました。厚生労働省家庭福祉課の調べによると、平成24年11月で計115人、25年10月で計226人、26年10月は計325人と、毎年約100人ずつ増えています。

平成26年10月1日段階で配置のない自治体は6、福島県、富山県、新潟県（新潟市を含む）、長野県、島根県、愛媛県でした。しかし、アンケートの回答によると、今年度より新潟県に1人、長野県に2人が新たに配置されています。したがって、回答のあった48里親会のうち、里親支援専門相談員の配置があるのは44。この中の18自治体で、計32人が増員されていました（12ページの表をご覧ください）。全国では、もっと増えているでしょう。

### 1 存在と配置数を把握しているか？

まず、里親支援専門相談員の配置の有無を知っているかどうか聞きました。101人中「わからない」と答えたのは1人だけで、配置のない県の人でした。

次に、自治体内の配置数（総数）を正しく把握しているかを聞きました。回答をくださった48里親会のうち、回答者数が1人の場合を含め、全員が正解だった里親

会は24、正解の人と不正解の人が混ざっていたのが14、全員不正解は10でした。配置数を正しく把握している里親会が半数だけという現状は、気になります。

### 2 家庭訪問の有無と回数

そもそも、里親支援専門相談員はどのような支援をする人なのでしょうか？

平成23年3月30日に出され、翌24年3月29日に一部改正された『里親委託ガイドライン』には「里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇のローテーションには入らないものとする。児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う」と書いてあります。

そこで、家庭訪問の有無と訪問回数を聞いてみました。「配置がある」と答えた97人（44里親会）のうち、児童相談所に置かれている里親委託等推進員と混同しているものと、未記入のものがあったため、有効回答数は95人になりました。

さて、「訪問がある」と答えたのは70人（35里親会）です。ただし、訪問回数はひとつの里親会の中でもばらつきがありました。回数は、「1回」が14人、「2回」が11人、「3回」が13人、「4回以上」（1～2カ月に1回を含む）が22人、「毎月訪問」が10人です。名古屋市では「1年間は毎月訪問、あとは学期ごと」という方針のようです。

なお、「訪問がある」と答えた35里親会のうち、9で「ある」と「ない」の両方の答えがありました。ない理由としては「子どものいた施設に里親支援専門相談員がおらず、他の施設の相談員からの支援がない」（さいたま市）、「打診は2回ほどあり、いつでも来てくださいと言ったが、それっきり」（静岡市）、「こちらから相談員のところへ行き、面談する」（横須賀市）などです。

「ない」という答えは9里親会（25人）で、岩手県、秋田県、埼玉県、新潟県、岡山県、川崎市、浜松市、堺市、福岡市です。川崎市の人からは「家庭訪問は里親支援機関のNPO法人がしている。里親支援専門相談員の仕事に家庭訪問があることを、今回初めて知った」とい

う意見が寄せられました。

### 3 家庭訪問には誰が、何人で来るのか？ (複数回答)

訪問する人数は、そのときどきで異なることがわかりました。多かった順から、

- 里親支援専門相談員が1人 ..... 27人
- 里親支援専門相談員と担当の児童福祉司 ..... 19人
- 里親支援専門相談員と児童相談所の里親委託等推進員（里親対応専門員） ..... 9人
- 里親支援専門相談員が2人 ..... 6人

となりました。このほかに同行者として、里親主査（北海道）、施設長（神戸市）、施設職員（横須賀市）が挙がりました。また、「3～4人で来る」も8人（5里親会）いました。

### 4 家庭訪問のとき、里親支援専門相談員は誰と話すのか？（複数回答）

回答数が多かった順から、

- 里親と子ども（一緒に話す） ..... 33人
- 夫婦 ..... 30人
- 里母のみ ..... 22人
- 里親と子ども（別な部屋に分かれて話す） ..... 9人
- 里父のみ ..... 2人
- 子どものみ ..... 1人

となりました。里親だけか、子どもと一緒にか、子どもと分かれて話すかは、預かっている子どもの年齢によつても異なるでしょう。なお、「夫婦」と回答した中で「子どもは近くでウロウロしている」という意見がありました。子どもと一緒に話せないものかと思います。

「子どものみと話す」は、里親会行事に参加したときのことだそうです。「子どもは学校に行っているので、春休みや夏休みに面談してもらう」という意見もありました。このほか、「養育に携わっている家族も一緒に話す」が2人いました。

### 5 里親支援専門相談員への評価

95人中、「支援になっている」は60人、「支援になつていない」は13人、無回答が20人、「両方」を選んだのが2人でした。

#### ●支援になつている理由（複数回答）

多かった順から、

- 話を聞いてもらえるだけでありがたい。 ..... 41人
- 専門相談員がベテランで、里親の悩みや不安をよく理解してくれる。 ..... 33人
- 専門相談員が地域の子育て支援などの情報をよく知っていて、つなげてくれる。 ..... 7人
- 子どもが専門相談員に話したことを、すべてではな

いが伝えてくれるので養育の参考になる。 ..... 2人

- その他 ..... 15人

「その他」の理由としては、

- ・里親を理解しようとしてくれる。
- ・話を聞いてもらえて、すっきりする。
- ・里親が抱えている問題を児童相談所につなげてくれる。
- ・適切なアドバイスをくれる。
- ・毎月、同じ人が来るので、安心して話ができる。
- ・子どもが以前施設にいたときの様子を教えてくれるので、助かっている。
- ・施設職員の経験から、奨学金の情報や申請の仕方などを具体的に教えてもらえた。
- ・小学校の授業参観にも同行してくれる。
- ・里親会の活動を支援してくれる。

などがありました。

なお、「里親委託ガイドライン」には、里親会を公益的な団体と位置づけたうえで、「里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる」と書いてあります。

#### ●支援になつていない理由（複数回答）

多かった順から、

- 話を聞いてくれるのはいいが、相談しても解決にはつながらないので。 ..... 12人
  - 自分のした話が児童相談所にどのような形で伝わっているのかがわからず、不安。 ..... 3人
  - 相談員が若く、結婚や子育ての経験がないため、相談する気になれない。 ..... 1人
  - 子どもと話した内容を教えてくれない。 ..... 0人
  - その他 ..... 6人
- 「その他」の理由として、
- ・家庭訪問が形式的になっている。
  - ・家庭訪問がないので、何とも言えない。
  - ・特別、相談することもない。
  - ・かなり昔の自分の子育ての話を繰り返し聞かされるだけでなく、職場の愚痴を聞かされる。
  - ・なにかと言うと、「嘱託なので」と言い訳をする。
  - ・里親としての活動のない方には、里親の想いに寄り添うことは難しいと思う。
  - ・まだスタートしたばかりなので、いまは状況把握の時期と理解している。

がありました。

### 6 活動に満足しているか？

同じ里親会でも評価が分かれる場合がありました。95人中、「満足している」が約半数の48人です（ただし、

5で「支援になっていない」を選んだにもかかわらず、「満足している」に○をつけた人が1人いました)。

一方、「不満足である」は32人(そのうち、5で「支援になっている」を選んだにもかかわらず、「不満足」とした人が32人中10人いました)。そして、3人が両方に○をつけ、12人が白紙回答でした。

「満足している」で多く挙がっていた理由は、

- ・話をよく聞いてもらえる。
- ・いつでも相談にのってくれる。
- ・連絡がすぐにとれるので、安心。
- ・里親サロンや里親会の活動に協力的で、積極的に手伝ってくれる。
- ・施設での子どもの対応を教えてくれるので、養育の参考になる。

などです。このほか、「他の地域の里親の相談であっても、相談員同士のつながりで素早く対応してくれる」「児童相談所の担当者は異動で変わるだろうが、里親支援専門相談員には継続的に支援してもらえるイメージがある」という意見がありました。

不満足な理由でいちばん多かったのは、「実際の活動内容がわからない」です。「連絡先も知らない」「里親会行事に参加されているようだが、どの人が相談員なのかわからない」という意見もありました。

このほかに、

- ・家庭訪問がないので、どんなときに相談していいのかわからない。
- ・つながりが弱いため、相談するまでに至らない。

- ・里親と子どもの立場に立っていない。
- ・施設寄りの考えを持っている人が多いように思う。
- ・力量に欠けるため、専門的な話ができず、相談しても参考にならない。
- ・支援として機能していない。
- ・専任になっていない。

などが挙がっていました。

現時点においては、里親支援専門相談員個人の熱意や力量に差があり、支援の内容に差が出ているようです。自分の施設に里親支援専門相談員を配置した施設長の考えが影響しているのかもしれません。

ちなみに、国から出ている里親支援専門相談員の平成27年度の加算額は1施設当たり552万1,103円。これには里親支援のための交通費も含まれています。そして、厚生労働省は「将来は、すべて児童養護施設と乳児院に配置する(約700人)」としています。

しかし、岐阜県、大阪府、鹿児島県、京都市、大阪市、熊本市のように、里親等委託率がかなり低い自治体に多くの里親支援専門相談員が配置されている現状は疑問です。専門相談員の役割は、①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援です。ならば、里親委託を行った経験のある施設から優先的に配置すべきではないでしょうか?

次号では、里親が里親支援専門相談員に行ってほしいことと、里親支援機関に関するアンケート結果を報告します。

#### 各自治体における里親支援専門相談員の配置数と里親等委託率

都道府県市名	里親支援専門相談員数(人)	施設数(計)	里親等委託率(%)	都道府県市名	里親支援専門相談員数(人)	施設数(計)	里親等委託率(%)	都道府県市名	里親支援専門相談員数(人)	施設数(計)	里親等委託率(%)
H26 10.1	H26 10.1	H26 3.31		H26 10.1	H26 10.1	H26 3.31		H26 10.1	H26 10.1	H26 3.31	
北海道	7(10)	19	26.1	滋賀県	3	5	31.7	仙台市	2(4)	6	23.6
青森県	8	9	20.2	京都府	3	8	7.4	さいたま市	2	3	27.1
岩手県	1(2)	8	27.8	大阪府	24	28	7.2	千葉市	3	4	17.8
宮城県	1(2)	1	34.8	兵庫県	6(7)	22	9.9	横浜市	3(4)	13	12.0
秋田県	1	5	6.2	奈良県	2	8	12.0	川崎市	4(6)	6	24.0
山形県	3	6	13.5	和歌山县	2	9	14.1	相模原市	3	3	14.9
福島県	0	9	16.7	鳥取県	4(6)	7	19.9	新潟市	0	1	33.3
茨城県	5(8)	21	13.0	島根県	0	4	22.1	静岡市	1	2	36.0
橋本県	9(10)	14	20.4	岡山県	1(6)	7	16.6	浜松市	1	4	21.9
群馬県	3	11	14.8	広島県	3	10	13.2	名古屋市	2(4)	18	10.3
埼玉県	23	24	14.6	山口県	7	11	15.1	京都市	9	9	9.7
千葉県	8	22	19.0	徳島県	2	8	16.7	大阪市	13	14	10.4
東京都	31	69	12.0	香川県	1	4	19.5	堺市	4	4	6.3
神奈川県	12	18	11.8	愛媛県	0	12	11.1	神戸市	3	16	9.2
新潟県	0(1)	5	44.7	高知県	3	9	10.3	岡山市	1	6	10.6
富山県	0	4	15.9	福岡県	13	14	17.2	広島市	2	5	13.6
石川県	2	5	16.2	佐賀県	5	7	13.7	北九州市	1(2)	7	14.2
福井県	1	7	9.6	長崎県	5(7)	12	10.3	福岡市	3	5	31.9
山梨県	2	9	27.0	熊本県	6	9	11.2	熊本市	4	6	8.4
長野県	0(2)	19	10.7	大分県	10	10	28.1	横須賀市	0(1)	3	15.1
岐阜県	10	12	8.5	宮崎県	1	10	14.1	金沢市	0	5	8.4
静岡県	4	10	25.7	鹿児島県	10	17	9.4				
愛知県	4	26	14.0	沖縄県	3(4)	9	32.9	計	325	734	全国平均 15.6
三重県	12	15	16.5	札幌市	3	6	20.6				

[注1] 茶色のマーカーが塗ってあるのは、アンケートへの回答がなかった里親会のある自治体。

[注2] 里親支援専門相談員数で( )内の数字は、アンケートの回答にあつた配置数。

[注3] 「施設数(計)」は、各自治体内の児童養護施設と乳児院の数を足したもの。児童養護施設601、乳児院133 計734

## 厚生労働省の平成28年度予算要求案

厚生労働省の平成28年度予算要求案について、27年10月8日に行われた全国児童福祉主管課長会議で具体的な説明がありましたのでお知らせします。

これまで全国里親会が要求してきた里親開拓、育休など両立支援、子どもが通院する際の付き添いの交通費、季節里親などの充実といったことが盛り込まれています。

### ▶ 里親支援機関事業の拡充

里親制度の広報啓発等による新たな養育里親等の開拓、里親等による相互交流、未委託里親に対する委託に向けたトレーニングを行う。

### ▶ 共働き家庭における里親委託の促進

里親支援機関における土日の相談体制を整備するとともに里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、里親に対する養育に専念するための休暇や在宅勤務制度など、企業等が独自の取組を実施する場合の支援や課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大するための取組を新たに実施する。(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

### ▶ 里親委託児童が通院する際の交通費加算の創設

障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童が増加していることから、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算を創設する。

### ▶ 「施設入所児童家庭生活体験事業」の充実

施設入所児童が週末や夏季休暇等の期間を利用して、里親または里親になることを希望するボランティア家庭等で家庭生活を体験する施設入所児童家庭生活体験事業（現在、入所児童1人当たり105千円を助成）の充実を図り、児童の

受入を促進とともに、新規里親開拓・養成を図る。

## 5年後の里親制度の目標

今年度から社会的養護の改革の15年計画がスタートしましたが、これとは別に、今年3月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、社会的養護についても目標が定められています。目標年度は2019年度末。（ ）内は2013年度の数字です。

- ・ 里親等委託率：22%（15.6%）
- ・ 専門里親登録者数：850世帯（652世帯）
- ・ 養育里親登録数（専門里親登録数を除く）：9800世帯（7489世帯）
- ・ ファミリーホーム：520か所（223か所）
- ・ 小規模グループケア：1870か所（943か所）
- ・ 地域小規模児童養護施設：390か所（269か所）
- ・ 自立援助ホーム：190か所（113か所）
- ・ 児童家庭支援センター：340か所（98か所）
- ・ 情緒障害短期治療施設：47か所（38か所）
- ・ 里親支援専門相談員：420か所（226か所）

## 里親月間の取り組み

10月は里親月間でした。今年度、厚生労働省はB2サイズのポスター・リーフレットを作成し、全国に配布しました。里親制度の理解を進めることや里親開拓に役立ててほしいとしています。

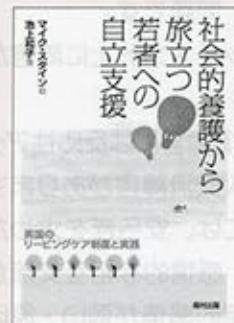
また、この期間、厚生労働省はネットや新聞・雑誌、テレビなどを活用した広報活動にも取り組みました。とくに今回、ツイッターなどSNSを活用した展開も行いました。

## 新刊紹介



『里親と子ども』  
10号

明石書店から「里親と子ども」（定価1,500円+税）10号が発行されました。特集1が「これから社会的養護と里親養育」、特集2が「里親養育のケースマネジメント」。10年間発行を続け、今号をもって休刊となります。



『社会的養護から旅立つ若者への自立支援 —— 英国のリーピングケア制度と実践』

全国里親会の主任研究員池上和子さんが訳した「社会的養護から旅立つ若者への自立支援 —— 英国のリーピングケア制度と実践」（マイク・スタイン著、福村出版、定価3,300円+税）が刊行されました。

# 乳幼児の養育にはなぜアタッチメントが必要か

乳幼児養育のアタッチメント研究の第一人者であるチャールズ・H・ジーナ教授（チューレイン大学）が、9月に来日し日本財団で講演を行った。乳幼児が施設と家庭で暮らすことにどのような違いがあるのか、アタッチメントの関連から研究の成果を話していただいた。熱心な質疑も行われたので、講演要旨とともに質疑の内容をご報告したい。（木ノ内博道）



▲チャールズ・H・ジーナ教授

## 講演要旨 アタッチメントとは――

乳児期の養育の質が子どもの将来のメンタルヘルスにとってきわめて重要だということがジョン・ボウルビィらの研究によって知られています。乳幼児が母親、または母親の代わりになる者との温かく親密な経験を継続的にすることで、双方に満足感と喜びをもたらすことがとても大事なのです。

乳幼児がこのように特定の養育者にケア、サポート、保護を求めるこことをアタッチメントと呼んでいます。アタッチメントの体験が認知や感情、記憶、行動の指針となります。とくに人間の乳幼児は、生物学的に、養育者に対してアタッチメントを形成しやすい性質があります。

施設養育のように乳幼児に関わる人が多数だと、子どもは養育者に慣れ親しむかも知れませんが、アタッチメントを形成することは限られてしまいます。こうした意味で施設の生活様式には、①日課が管理されている、②養育者に対して子どもの数が多い、③ケアが個別化されていない、④養育者の子どもに対する精神的投資が少ない、⑤シフトで回っている、などの特徴があり、問題です。

こうしたことからアタッチメント上に障害が起ります。

ところで、アタッチメント障害には反応性アタッチメント障害と脱抑制型対人交流障害があります。反応性アタッチメント障害には、安らぎを求めたり慰めに反応することができない、感情的な相互交流が難しい、感情抑制の障害（肯定的感情が弱い・原因不明の恐怖や苛立ちがみられる）などの特徴があります。

また、脱抑制型対人交流障害としては、見知らぬ大人への不適切な接近、見知らぬ人に対して用心深

さがない、見知らぬ人について行ってしまう、社会的・身体的な境界線が欠如している（緊密な身体的接触を積極的に求める・未就学児においては見知らぬ大人に対して過度に馴れ馴れしく、過度に立ち入った質問をしてくる）などの特徴があります。（その後、各国の研究結果が紹介されました）

## 質疑応答から――

――ヒットラーは『わが闘争』のなかで、6歳の時に暴力を受けて、その時に痛みを感じないようにしたとあります。ヒットラーの研究者は、彼にアタッチメント障害、あるいは虐待経験があるのではないか、としています。どう思われますか。

ジーナ：研究のなかで探ろうとしている一つにサイコパス（精神的な変質者）があります。愛情を受けられない体験をした子どもとの関係です。施設養育中の12歳の男の子の研究では、精神的な変質性が見られました。その子を里親のもとにおいたらそうした傾向が減った。この論文は近く発表の予定です。このような研究は最近の研究の一つの流れであるかも知れません。

――アタッチメント障害の子どもに対して里親はどうしたらいいのでしょうか。

ジーナ：先に述べた態度をとる子どもが里親のもとに多くきますね。たとえば、空気が読めなくて境界線を超えるような子どもが。私は里親に対する訓練でアタッチメント障害を乗り越えることができると思っています。とくにネグレクトには効果がありますが、それについては長くなるので割愛します。要

は心をこめてしっかりと子どもと向き合うこと、お世話ををしてほしいということです。心をこめて子どもに向き合えば発達の状況も変わってきます。こうした研究を何十年もしてきて、研究の成果は出ているのに、それがきちんと使われていないのは残念です。子どもを保護する制度はあるのに、里親を支援する立場にある人が専門家ではない、ということは本当に残念です。

——乳児院で暮らしてきた子どもを養育しています。関心を持って調べてみたら、1施設あたり職員が15人、それで24人の赤ちゃんをみています。シフト勤務なので、夜間は2人体制、昼間でも職員は7人です。最近、乳児院で担当制という言葉を聞きますが、現実には厳しい状況です。海外ではどうでしょうか。

ジーナ：日本の乳児院と似ている国、たとえばギリシャがそうですが、その場合でも認知力や社会的情動に影響がありました。一概にそのデータを日本に当てはめることはできませんので、日本でも調べる必要があると思っています。なぜそうした研究をしないのでしょうか。

——ウクライナ、ルーマニアなどの調査研究をお伺いしましたが、先進国での調査はないのですか。  
ジーナ：アメリカ、イギリスでは施設養育は存在していないので調査ができません。治療のための施設はあります。なぜそうなったか、それはボウルビィらの研究結果が知られるようになったからです。多くの研究がなされていますが、研究目的は個々に違います。ルーマニアにはチャウシェスク政権があり、政策として女性1人が5人以上の子どもを産むことを義務付けました。強引な人口増加政策として。だけど貧しくて育てられない親が急増し、国家が孤児院を作り育てるようになりました。政権が倒れたときに、18万人の子どもが施設にいました。どうすればいいのかという問題が突きつけられました。施設か家庭か、意見が分かれたので研究が進んだことがあります。

——現在、日本では施設の小規模化が進められていますがどう思われますか。

ジーナ：もちろん施設の環境が家庭に似れば似るほどよいことは確かです。しかし、施設をどんなに工夫したところで家庭の養育には負けてしまいます。これは政策の判断ということになります。たとえばいい馬がいて、使い勝手がよく乗り心地のいい最高の馬車があったとします。それと普通の車。今の時

代、どちらを利用するのがいいでしょうか。優れた施設より普通の家庭が乳幼児には必要なのです。

——里親をしています。アタッチメント障害と発達障害に関連はあるのでしょうか。乳児院から里親委託されている子どもが発達障害と判定されることが多いので、あるいは関連があるのではないかと思っています。

ジーナ：アタッチメント障害でも発達の遅れや発達障害はでてきます。分かりにくいのは、認知や行動の問題を発達の遅れとして概念化しにくいことがあります。アタッチメント障害は発達障害をつくります。社会的相互交流ができない、というのはアタッチメント障害の影響です。しかしアタッチメント障害だからといって自閉症などは別です。

——来日されて、日本人たちにどういったメッセージを送りたいですか。

ジーナ：無関心を装うのはやめよう、ということです。現実に目を向けるのはつらいことです。赤ちゃんが苦しんでいるのは見たくない、逃げてしまいたい、知りたくない、そしてあえて目をつぶる。それでいいのでしょうか。確かに、知らないことで自分の身を守ることはできるでしょう。しかし、Babyという単語を思い浮かべると、笑顔にあふれた、愛情いっぱいの環境にいる赤ちゃんのイメージが浮かぶでしょう。でも現実には、家庭で愛情を受けられずに、笑顔を失ってしまう赤ちゃんが大勢います。そのことになぜ無関心でいられるのでしょうか。

——報道に関わるものですが、なにかアドバイスはありますか。

ジーナ：メディアもまた、里親について必ずしもいいイメージだけを報じてくれるわけではないですね。ごく一部の里親が問題を起こしたときに、それを興味本位に報じるケースが多いと思っています。里親が子どもを養育することでよい結果がもたらされている方が多いのに、それらを報じるのは少ない。アメリカでも里親を報じる姿勢は必ずしもポジティブではありません。

### 愛着という言葉について

当日は青木豊教授（目白大学）からも研究発表がありました。アタッチメントを日本語で愛着と訳すことについて、必ずしもしっくりくる訳語ではなく、診療の現場などでは「なつく」という言葉を使っている、と話していました。

# ● おすすめの本 ●

## たすけて、おとうさん

大岡玲作・絵 2015年発行 (株)平凡社 256ページ 定価: 1,800円+税

マツキ君は大学生です。マツキ君が高校生になる前に姿を消したおとうさんの借金を返すため、夕勤、夜勤を行い、仮眠して大学に通っています。おかあさんは、3年くらい前にマツキ君と弟を残して、男の人と別の場所で暮らしています。

マツキ君は、溺れている夢を見ます。その姿を見て、岸辺でおとうさんが笑っています。「たすけて、おとうさん、たすけて」と言いたいのですが、声がなかなか出ないでもがきます。

大学のゼミでは、童話が題材になり、ピノッキオが取り上げられました。ピノッキオが狐と猫にしばり首になった時、おとうさんのジェッペットが助けに来てくれればと思うが、来てくれませんでした。

ある日、おかあさんから、おとうさんが亡くなつたと電話がありました。行きたくないから、行くな

ら手続きをして、骨や遺留品を受け取ってくれとのことでした。電車とバスで役所と納骨堂に行き、衣類や靴、骨などを受け取りました。そしておとうさんが亡くなつていた場所に行きましたが、おとうさんはそこで「たすけて、おとうさん」と呼んだのでしょうか。

「たすけて、おとうさん」は、「ピノッキオの冒険」を、今という時間の中で読んで何が出てくるかを描いています。子どもの心象風景から眺めながら、現在を写し出そうとしているようです。

作者はこうして、「星の王子さま」「イワンのばか」「宮澤賢治全集」などを題材に12本の創作を編み出しています。主に男の子を中心に、子どもと大人、シニアの生き方、孫とおじいちゃんとのかかわりなど、今の社会を多角的に輪切りにしています。

## ヒト、この不思議な生き物はどこから来たのか

長谷川眞理子 編著 2002年発行 (株)ウェッジ 224ページ 定価: 1,200円+税

皆さん、「おばあさん仮説」をご存知でしょうか。

現在地球上には、約150万種の生物が住んでいます。38億年ほど前に地球に生命が誕生し、綿々と今まで続いているので、今いる生物は、すべて進化の最先端にいるわけです。

では、ヒトは特殊な存在なのでしょうか。例えばヒトは、直立二足歩行をしますが、ダチョウも直立二足歩行をします。しかし、ヒトは体重の割に脳容量が大きく、体重の2%を占める動物はありません。更に特徴としてあげられるのは、ヒトは寿命が長く成長がゆっくりで繁殖力が高いことです。この繁殖力の高さに、おばあさんが貢献しているというのが「おばあさん仮説」です。

殆どの動物では、繁殖の終了が寿命の終わりになりますが、ヒトの女性は、閉経後も長い間生き続けることができます。女性が自らの繁殖から解放され

た後、知恵と経験を生かして自分の娘や血縁者の子育てを援助することにより繁殖成功度を上昇させることができた。おばあさんの知恵が次世代の子育てに活かされて、ヒトはここまで増えることができたのではないかという仮説です。

ただし年寄りを敬い、大事にすることにより進歩を遂げてきたヒトは、近代化と大量生産の時代になり、だんだん年寄りが尊敬されない時代になってきています。しかも先進国では、人口減少という状況も始まっています。年寄りが社会でどのような存在なのかは、これからの時代を考える上で、一つの鍵になるように思えます。

その他、鳥の音声コミュニケーション、一夫一婦等についても論じられ、興味をそそられます。

加藤 勝彦

**編集後記** ●里親の集まりで、いつもお父さんの存在感の薄さを感じます。お父さんの役割は、本号「養育体験」のように、先ずお母さんの話を聞くことからだと思います。(加藤) ●季節里親、週末里親の調査を行いました。各地の取り組みは実に多様で、ぜひ統一した制度運用をしてほしいと感じました。(木ノ内) ●「里親支援」のアンケートに、回答者の名前を書くことに躊躇する方もいたようです。しかし、本人の了解なしにお名前を掲載することは、決してありません。どうぞご安心ください。(村田)

里親だより 第106号 発行日 平成27年11月20日 発行: 公益財団法人 全国里親会 発行人: 星野 崇  
編集人: 木ノ内 博道 編集委員: 加藤 勝彦・村田 和木 印刷所: 株式会社あーす

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp